

社会福祉法人京都杉の木会役員の  
報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都杉の木会（以下「法人」という。）役員の報酬並びに費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程に定める「役員」とは、理事、監事及び評議員をいう。

(役員の報酬)

第3条 非常勤の役員が法人の業務を行うときは報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 理事長 1回 6,100円

(2) その他の役員 1回 5,200円

3 施設の職員が役員を兼ねる場合においては、第1項の規定に関わらず報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 法人の役員が職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

2 旅費の額は、施設職員の旅費規程の例による。

(支給方法)

第5条 報酬及び旅費の支給方法は、施設職員の給与等支給規則の例による。

(附 則)

この規程は、平成6年12月27日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成13年11月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成16年12月27日から施行する。